



## 平成22年度厚生労働省所管予算に係る概算要求基準について

### I. 年金・医療等に係る経費

前年度当初予算額に1兆900億円（他省庁分100億円を含む）を加算した額  
（自然増全額がそのまま認められ、削減はなし）

- ※ 自然増経費について、可能な範囲で効率化に努め、その範囲内で社会保障を充実
- ※ 年金・医療等に係る経費等特定の経費に関連して、新たな安定財源が確保された場合の取扱いについては、予算編成過程で検討

### II. 予算配分の重点化促進のための加算

「経済危機対応等特別措置」（3500億円の範囲内）として、「基本方針2009」に規定された「当面の「最優先課題」、「成長力の強化」、「安心社会の実現」等のうち、緊急性や政策効果が特に高い施策に対して重点配分

### III. 予算編成過程における別途検討事項

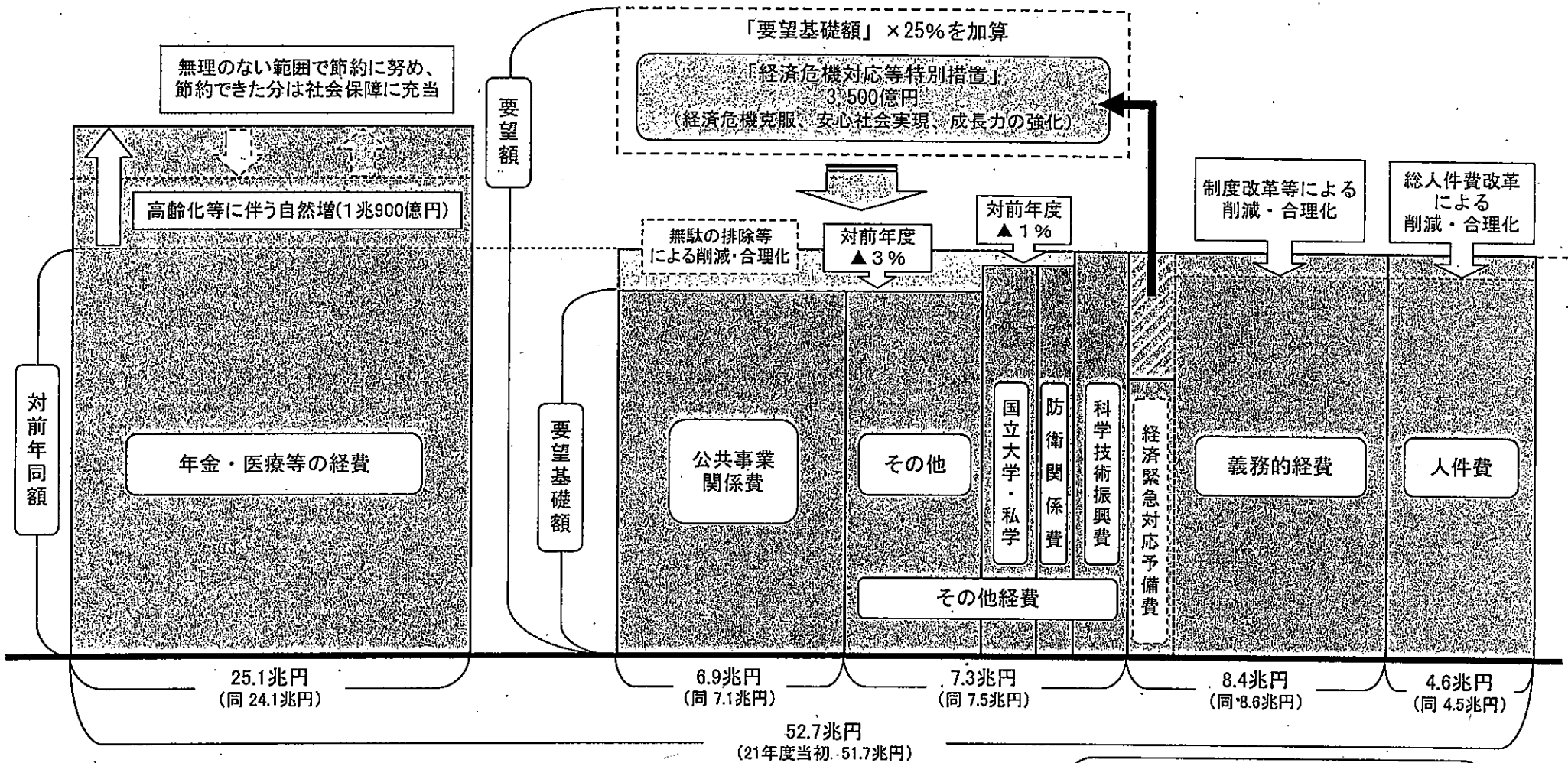
- 新たな年金記録管理体制の確立に係る経費
- 高齢者医療の円滑運営対策に係る経費 等

### IV. その他

- (1) 公共事業関係費
  - ・ 前年度予算額から▲3%減
- (2) その他経費（I及び(1)以外の経費のうち、人件費及び義務的経費を除く経費）
  - 科学技術振興費
    - ・ 前年度予算額と同額
  - その他（国立大学法人運営費、私立学校振興費、防衛関係費を除く）
    - ・ 前年度予算額から▲3%減
- (3) (1)及び(2)については、25%増の要望額を確保

# 平成22年度一般歳出の概算要求基準の考え方

財務省作成資料



※ 「経済危機対応等特別措置」とは、経済社会状況への対応等として「基本方針2009」の第1章4.(3)「当面の「最優先課題」」、第2章「成長力の強化」、第3章「安心社会の実現」等に掲げられたもののうち、緊急性や政策効果が特に高い施策に必要な経費として加算するもの。

(参考) 22年度概算要求基準の増減額

年金・医療等の経費	+10,900 億円
公共事業関係費	▲ 2,100 億円
その他経費	▲ 1,400 億円
経済危機対応等特別措置	+ 3,500 億円
経済緊急対応予備費	▲ 3,500 億円
特殊要因加減算等	+ 2,000 億円
合計	+ 9,400 億円